

環境ガイドライン担当審査役年次活動報告書(2014年度)

1. はじめに

(1) 異議申立手続¹の概要

異議申立手続の目的は、株式会社国際協力銀行(以下「国際協力銀行」)による環境ガイドライン²遵守を確保するため、環境ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を経営会議に報告すること、及び 環境ガイドラインの不遵守を理由として生じた国際協力銀行の投融資案件に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、迅速な解決のため、当事者の合意に基づき当事者間の対話を促進することにあります。

具体的には、現地の住民から異議申立手続要綱に基づき、「環境ガイドラインが遵守されておらず、現地で被害が生じている」との申立があった場合、審査役が独立・中立的な立場から調査を行い、その結果を経営会議に報告します。さらに、当事者間の対話を促すなどの活動により、現地での問題の解決に向けて貢献します。

この制度は、二国間の輸出信用機関や援助機関としては、国際的にも先進的なものであり、OECD(経済協力開発機構)の場で示された国際的な環境配慮ガイドライン「コモンアプローチ」に先行して、2003年10月より導入したものです。

(2) 年次活動報告書について

この年次活動報告書は、異議申立手続要綱において定められた通り、毎年度の審査役の活動状況を公表するものです。

¹ 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」
<http://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/2014/10/36189/disagree-2015.pdf>

² 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」
http://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/2015/02/34813/business_201502147_01.pdf

2. 2014 年度活動報告

(1) 異議申立

2014 年度(2014 年 4 月～2015 年 3 月)は、異議申立の受領はありませんでした。

(2) 審査役の再任

2012 年 10 月に就任しました環境ガイドライン担当審査役(以下「審査役」;早瀬隆司長崎大学教授、松尾弘慶應義塾大学教授)は、2014 年 10 月に再任されました。任期は 2016 年 9 月までの 2 年間となります。

(3) 環境ガイドライン等の改訂

国際協力銀行は、2009 年 10 月に施行された環境ガイドラインについて、2013 年 12 月以降、環境ガイドラインの改訂を視野にコンサルテーション会合を開催し、環境ガイドラインの改訂案に対するパブリック・コメント(2014 年 11～12 月)を経て、2015 年 1 月、環境ガイドラインを改訂しました。また、環境ガイドラインの改訂に合わせ、異議申立手続要綱にも必要な改訂を行いました(いずれも、2015 年 4 月施行)。

(4) 広報活動

国際協力銀行のホームページ(和文、英文)において、異議申立手続について説明し、審査役のプロフィール等を掲載しています。また、異議申立手続要綱(和文、英文)については、ホームページに掲載している他、冊子を作成し、本店、西日本オフィス、海外の駐在員事務所を通じて配布を行い、制度の周知に努めています。

(5) 世界銀行インスペクション・パネル等との協議

世界銀行等の国際金融機関においては、異議申立手続及びそれに従った審査組織が約 20 年前から逐次導入されており、その名称は機関によって様々ですが、最近では一般にインデペンデント・アカウントビリティ・メカニズム(IAM)と呼ばれるようになってきています。中でも、世界銀行インスペクション・パネルは 1993 年に設置され、これまで 90 件以上の異議申立の受付実績があるなど、各機関のアカウントビリティ・メカニズムの中で、最も長い歴史を持っています。

また、世界銀行インスペクション・パネルが、国際金融機関と二国間機関に呼びかけ、2004 年から情報共有及び意見交換を行うための非公式会合として、IAM 年次会合を開催しています。その第 11 回会合が 2014 年 9 月 18 日・19 日にロンドンにて、欧州復興開発銀行(EBRD)主催で開催されました³。第 11 回 IAM 年次会合においては、各 IAM からの活動報告、及びテーマ毎のセッションが行われました。各 IAM の活動報告では、異議申立件数

³ 参加機関:世界銀行インスペクション・パネル、IFC コンプライアンス・アドバイザー・オンブズマン、EBRD プロジェクト・コンプレイント・メカニズム、ADB コンプライアンス・レビュー・パネル、IDB インデペンデント・コンサルテーション・アンド・インヴェスティゲーション・メカニズム、AfDB インターナル・オーディッター、CAB オーディット・コンプライアンス・インヴェスティゲーションズ、EIB コンプレインツ・メカニズム、UNDP ソーシャル・アンド・エンバイロメンタル・コンプライアンス・ユニット、BSTDB インターナル・オーディット、NIB チーフ・コンプライアンス・オフィサー、ヨーロッパ・オンブズマン・セクレタリー・ジェネラル、FMO インターナル・オーディット、DEG コーポレート・ストラテジー・アンド・デベロプメント・ポリシー、FMO & DEG インデペンデント・エクスターナル・パネル、NEXI 環境ガイドライン審査役、JBIC 環境ガイドライン担当審査役

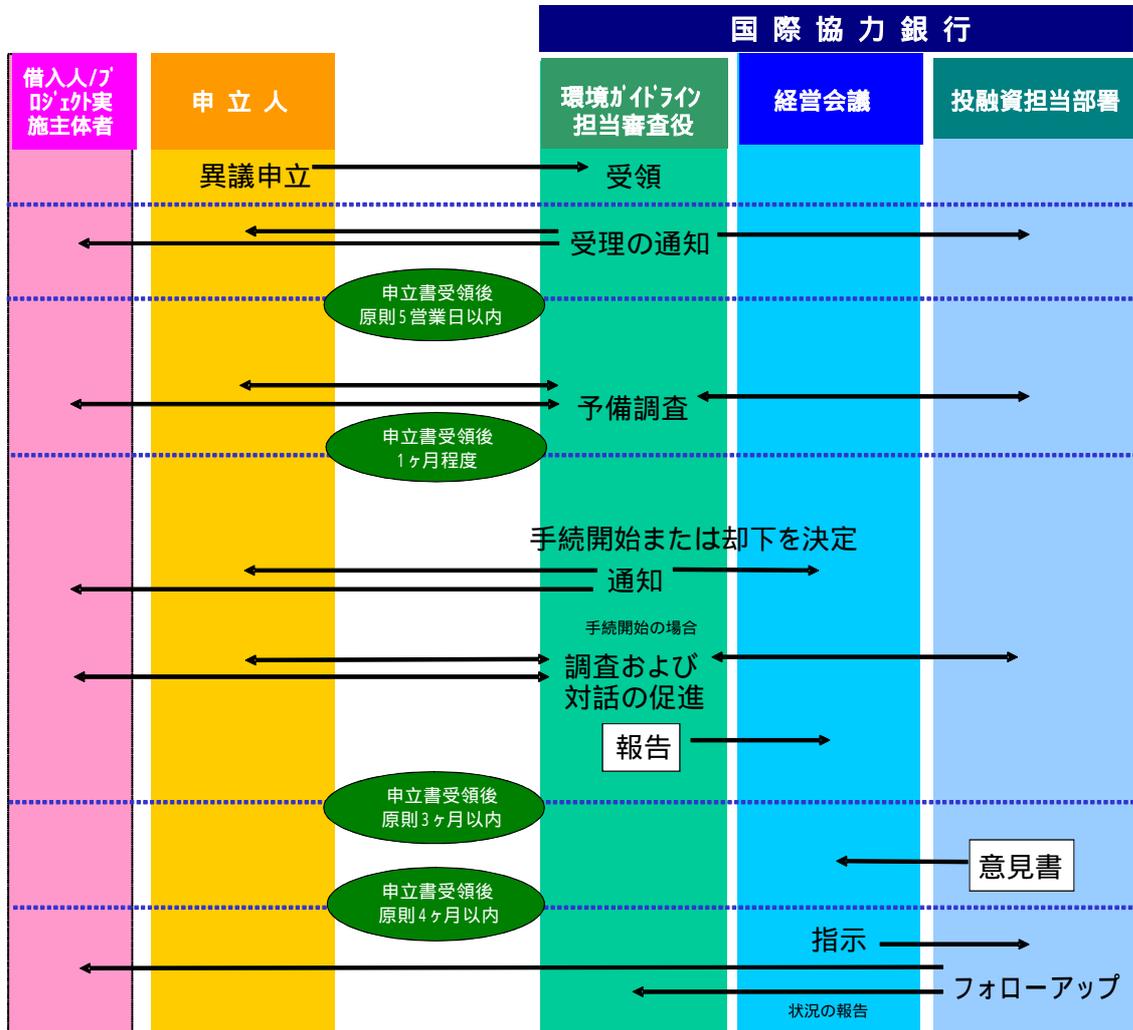
(最大 63 件)・異議申立セクター(ダム、資源開発、交通インフラ、都市再開発等)・異議申立プロジェクト所在国(カンボジア、インドネシア、インド、ネパール、ケニア、エチオピア、ウガンダ、ナイジェリア、南アフリカ、メキシコ、パナマ、ボリビア、ブラジル、アルゼンチン等)について報告が行われました。また、テーマ別セッションでは、各種ポリシーの見直し状況、「人権」に関する異議申立の取扱い、特に非自発的退去住民(不法占拠者を含む)の場合の権利の捉え方(カンボジア南北鉄道プロジェクト、セルビア・ガゼラ橋リハビリプロジェクト、ウガンダ・ブジャガリダムプロジェクト等)、「先住民」ポリシーの動向、融資形態や環境政策が変化する中での IAM 業務のあり方(特に環境・社会配慮確認を事後に行う又は行わない案件における IAM の役割)、IAM におけるコンプライアンス審査及びコンサルテーションの各改善と両者の関係の捉え方等が議論されました。

近年では、コンサルテーションの充実への要請が高い一方、コンプライアンス審査では経営側との関係調整も重要であり、コンサルテーションを柔軟に進めることにより、コンプライアンス審査を行わずに処理した例(世銀インスペクション・パネルによるナイジェリア・ラゴス都市再開発案件における非自発的退去住民への対応)も報告されました。また、合同広報活動、IAM 電子プラットフォームの創設等の提案も行われました。

審査役は、こうした活動を通じて、異議申立手続の公正・適正な運用、実務上の留意点等に関する情報共有及び意見交換を積極的に進めています。

参考: 異議申立の手続

(1) 手続の流れ



(2) 異議申立書の提出方法

(提出様式) 書面による提出

(郵便宛先) 〒100-8144 東京都千代田区大手町 1-4-1

株式会社国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役

(ファックス番号) 03-5218-3946

(メールアドレス) sinsayaku@jbic.go.jp

(ホームページ) <http://www.jbic.go.jp/ja/efforts/environment/disagree/procedure>

(例)

申立書

平成 年 月 日

株式会社国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役 行

(A) 申立人氏名：
(B) 申立人の連絡先：
【代理人がいる場合は以下を記入】
(代理人氏名)
(代理人連絡先)
プロジェクト実施主体への匿名を希望
しますか(いずれかに をする)
はい・いいえ

- (C) 異議を申し立てる対象の案件：
・ 国名
・ プロジェクトサイト
・ プロジェクトの概要
- (D) 申立人に対して生じた重大な具体的被害または将来発生する相当程度の蓋然性がある重大な被害：
- (E) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実：
(F) ガイドライン不遵守と被害の因果関係：
(G) 申立人が期待する解決策：
(H) プロジェクト実施主体との協議の事実：
(I) 当行投融資担当部署との協議の事実：
(J) (代理人を介して申立を行う場合) 代理人を介して申立を行う必要性の記載および申立人が代理人に対し授権していることの証憑：

申立人は、本申立書に記載されている事項が全て真実であり、虚偽のない事を約束します。

以上